

諸外国の第三者機関等における主な権限について

資料 1

	立入調査	報告徴収	苦情処理	助言・勧告等	命令	審判	仲裁・調停	刑事手続への関与	その他
米国 (FTC)	○ (FTC法9条)	○ (FTC法20条)	○ ※明文の規定はないものの、FTC消費者保護局で対応している。	× ※明文の規定なし	○ (FTC法5(b)条) ※排除命令、同意命令(注1)	×	×	×	FTCが被害者救済のために違反行為者に対し民事訴訟を提起できる(FTC法13(b)条、19条)
カナダ (OPC)	○ (PA34条、PIPEDA12条、18条)	○ (PA34条、PIPEDA12条、18条)	○ (PA29条、PIPEDA11条、12条)	○ (PA37条、PIPEDA13条、14条)	×	×	○ (PIPEDA11条、12条、13条) ※民間のみ	×	PCは不服申立人の代理人として民間事業者に対し民事訴訟を提起でき、公的部門による開示拒否についても訴訟を提起できる(PIPEDA15条、PA42条)
イギリス (ICO)	○ (データ保護法50条、附則9)	○ (データ保護法43条)	○ (データ保護法42条、43条)	○ (データ保護法42条、43条)	○ (データ保護法40条)	×	×	○ (データ保護法60条) ※訴追	プライバシーコミッショナーは制裁金を課すことが可能(データ保護法55A条)
ドイツ (BfDI)	○ (連邦データ保護法24条、38条)	○ (連邦データ保護法24条) ※質問・書類閲覧 公的部門のみ	○ (連邦データ保護法21条、38条)	○ (連邦データ保護法25条、26条) ※公的部門のみ	○ (連邦データ保護法38条) ※民間のみ	×	×	○ (連邦データ保護法44条) ※告発	—
フランス (CNIL)	○ (情報処理と自由に関する法律44条)	○ (情報処理と自由に関する法律11条、44条)	○ (情報処理と自由に関する法律11条)	○ (情報処理と自由に関する法律11条)	○ (情報処理と自由に関する法律45条)	×	×	○ (情報処理と自由に関する法律11条) ※告発	—
EUデータ保護指令28条で第三者機関に求める権限	調査権限 (監督義務遂行のための情報を収集する権限等)		介入権限 (データの削除、処理の一時的禁止を課す権限等)		司法的救済権限 (法令違反に対して法的手続を行う権限等)			—	
日本 (座長試案)	○	○	○	○	○ ※民間のみ	×	×	○ ※告発	—

(注1) 同意命令とは、違反行為嫌疑者が行うべき違反行為に対する対応について、違反行為嫌疑者と合意に達した場合にFTCが発出する命令をいう。

(注2) カナダにおけるPAはプライバシー法、PIPEDAは個人情報保護及び電子文書法、PCはプライバシーコミッショナー。

(注3) アメリカにおける第三者機関の権限に関しては、民間部門に対する権限。カナダ、イギリス、ドイツ、フランスにおける第三者機関の権限に関しては、公的部門・民間部門に対する権限。

(注4) 各国の公表資料等に基づき内閣官房社会保障改革担当室が作成。